

特別養護老人ホームあすなろ園（介護老人福祉施設）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 松園福祉会が設置経営する特別養護老人ホームあすなろ園（以下「事業所」という。）は介護保険法（以下「法」という。）の理念に基づき、要介護状態にある高齢者に対して適切な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、要介護状態にある方が入所された場合、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持を図るものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホームあすなろ園
- 二 所在地 倉敷市玉島勇崎 1044 番地

第4条 事業所に次の職員を置き、それぞれの職務に当たる。

職 種	員 数	職 務 内 容
管 理 者	1 名	事業所の統括
医 師	1 名(嘱託)	利用者の健康管理及び保健衛生指導、診察
生活相談員	3 名以上	利用者の生活相談、生活プログラムの作成
介護支援専門員		利用者のケアプラン作成管理
介護職員	40 名以上	利用者の生活全般のお世話・介護
看護職員	4 名以上	利用者の健康管理・看護
機能訓練指導員	1 名以上	機能訓練の指導・助言、リハビリ計画作成
管理栄養士	1 名以上	栄養ケアマネジメント、献立作成、栄養計算、嗜好調査の実施、調理指導
事 務 職 員	1 名以上	利用料請求、庶務、経理

※ 職員の員数については短期入所生活介護の職員との合計数。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間 利用時間は 24 時間

（利用者等の定員）

第6条 事業所の利用定員は、110 人とする。

（主なサービス）

第7条 事業所が提供できる主なサービスは次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄及び食事等の基本介護
- 二 日常生活上のお世話

- 三 機能訓練
- 四 病院等への送迎
- 五 栄養管理
- 六 口腔衛生の管理

(施設の利用料)

第8条 利用料等は次のとおりとする。

- 一 法定代理受領サービスとして指定介護老人福祉施設入所に係る利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのうち各利用者の負担割合に応じた支払を受ける。
 - 二 居室料 介護保険告示上の一人部屋については従来型個室、その他の部屋は従来型多床室の基準費用額
 - 三 食費 1日 1445円
 - 四 理美容代 実費
 - 五 その他、クラブ活動の参加に係る費用や日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- ※ 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者とその家族（保証人）は介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 利用者は契約書の内容を遵守するよう努めなければならない。

(緊急時における対応方法)

第10条 職員等は、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに看護職員、嘱託医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- 一 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際のある箇所の点検。
- 二 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- 三 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(指定介護老人福祉施設の利用計画)

第12条 事業者は、指定介護老人福祉施設への入所に当たり、利用者及び家族等に対して指定介護老人福祉施設入所契約書の内容に関する説明を行ったうえで、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

(衛生管理及び介護従事者等の健康管理等)

第13条 事業所は、介護老人福祉施設に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分配慮するものとする。

- 一 事業所は、職員に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。また、深夜勤務に就くものは年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持)

第14条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 一 事業者は、介護老人福祉施設従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護老人福祉施設従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、介護老人福祉施設従事者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第15条 事業所は、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの介護老人福祉施設サービス個別援助計画（以下「個別援助計画」という。）を作成し、利用者、家族に説明する。

- 一 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 管理者は、提供した指定介護老人福祉施設に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名以上置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する。行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）実施する。

(虐待防止に向けた体制等)

第18条 事業所は、虐待の発生又は、その再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）実施すること。
- 四 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(虐待防止)

第19条 事業者及びサービス従事者は、虐待の発生又はその発生を予防するため、次のとおり措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための指針を整備する。
- 二 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する
- 五 虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする

(損害賠償)

第20条 事業所は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、介護老人福祉施設従事者等の資質向上を図るための研修の機会を随時設けるものとし業務体制を整備する。

- 一 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 二 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

平成13年6月17日より施行する。

平成17年10月1日より施行する。

平成20年8月1日より施行する。

平成29年4月1日より施行する。

令和元年10月1日より施行する。

令和3年8月1日より施行する。

令和6年3月31日より施行する。